平成 20 年度農林水産省補助事業

食品資源循環形成推進事業
認証制度構築事業

検討報告書

平成 21 年 3 月

財団法人食品産業センター

はじめに

本報告書は、平成２０年度農林水産省総合食料局食品産業企画課の補助事業「食品資源循環形成推進事業（1)」について検討した結果を報告書としてとりまとめたものである。

この事業の内容は、以下に示す２つの項目を検討する目的で実施された。

１．平成１９年度に決定した食品循環資源による肥飼料等のリサイクル製品（食品リサイクル肥料）とこれらリサイクル製品を用いて生産された農産物等（食品リサイクル肥料使用農産物・加工食品）を第三者機関により評価・認証する製品認証制度（食品リサイクル製品―認証・普及制度）に関する仕組みの基本骨格に則り、第三者機関が評価・認証する制度に必要な体制、ルール、運用機関の要件などを検討して、試験的運用を行い、本制度に必要な改善点を加えてルールを修正すると共に実効性を検証する。又、これら製品の認証及び店頭での識別マーク付与のルールを構築する。

２．製品認証制度について、戦略的広報活動計画及び広報資料を検討・作成等を実施し普及活動を行う。

検討に当たっては、総合検討会において全体の方向整理及びとりまとめを行うとともに、下部部会の認証制度運用基準作成部会、認証団体公募基準作成部会及び認証制度広報戦略部会において具体的事項について検討を行う形とした。併せて、食品廃棄物由来の肥料についての期待、関心等についてアンケート調査を行い、製品認証制度構築上の参考にした。

本年度の検討を終えるに当たり、当事業に携わって頂いた本検討委員会の委員の方々及び農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室の担当官の方々、並びに調査に協力頂いた方々に厚くお礼を申し上げる。

平成２１年３月

財団法人　食品産業センター

委員会名簿

平成 20 年度食品資源循環形成推進事業認証制度構築事業
総合検討会委員名簿

氏名	所属・役職
阿　部　　亮	元日本大学生物資源科学部教授 畜産・飼料調査所御影庵主宰
有　田　芳　子	主婦連合会環境部長
石　島　和　美	農事組合法人百姓倶楽部代表理事
猪　股　敏　郎	財団法人日本土壌協会専務理事
牛久保　明　邦	東京農業大学国際食料情報学部教授
中　井　　尚	社団法人日本フードサービス協会理事・事務局長
新　倉　　充	株式会社日報アイ・ビー月刊廃棄物編集部課長
増　田　充　男	日本チェーンストア協会総括マネジャー
森　下　　研	株式会社エコマネジメント研究所代表
谷古宇　浩　之	株式会社アグリガイアシステム代表取締役
山　次　信　幸	キッコーマン株式会社顧問
若　木　隆　茂	神奈川県中小企業団体中央会川崎支局長

五十音順／敬称略

平成 20 年度食品資源循環形成推進事業認証制度構築事業
製品認証制度運用基準作成部会委員名簿

氏名	所属・役職
阿　部　　亮	元日本大学 生物資源科学部教授 畜産・飼料調査所御影庵主宰
石　濱　寛　徳	農事組合法人百姓倶楽部総務担当
猪　股　敏　郎	財団法人日本土壌協会専務理事
遠　藤　恒　夫	ワタミエコフォーカス株式会社環境部長
鬼　沢　良　子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長
杉　山　純　一	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所食品工学研究領域計測情報工学ユニット長
野　口　秀　明	ミニストップ株式会社 CA 推進室環境推進担当
原　田　靖　生	全国農業協同組合連合 肥料農薬部 安全・安心推進課技術主管
三　吉　敏　郎	株式会社エコス取締役企画統括室長
谷古宇　浩　之	株式会社アグリガイアシステム代表取締役
矢　野　健　司	茂木町農林課課長補佐兼土作り推進室長
山　次　信　幸	キッコーマン株式会社顧問

五十音順／敬称略

平成 20 年度食品資源循環形成推進事業認証制度構築事業
認証団体公募基準作成部会委員名簿

氏名	所属・役職
饗　庭　靖　之	光和総合法律事務所弁護士
阿　部　　亮	元日本大学生物資源科学部教授 畜産・飼料調査所御影庵主宰
猪　股　敏　郎	財団法人日本土壌協会専務理事
原　田　靖　生	全国農業協同組合連合会肥料農薬部 安心・安全推進課技術主幹
森　下　　研	株式会社エコマネジメント研究所代表
矢　野　健　司	茂木町農林課課長補佐兼土づくり推進室長

五十音順／敬称略

平成 20 年度食品資源循環形成推進事業認証制度構築事業
認証制度広報戦略部会委員名簿

氏名	所属・役職
石　川　　博	株式会社アドミレーションセンター チーフプロデューサー
鬼　沢　良　子	ＮＰＯ法人持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長
松　岡　力　雄	株式会社環境政策研究所代表取締役ＣＥＯ
中　山　卓　三	株式会社モスフードサービスＣＳＲ推進室 社会貢献グループリーダー
新　倉　　充	株式会社日報アイ・ビー月刊廃棄物編集部課長
杉　山　純　一	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所計測情報工学ユニット長

五十音順／敬称略

委員会開催日と主な議事

第1回総合検討会

平成20年5月30日(金)

食品産業センター会議室

1．平成20年度事業の進め方について

2．その他

第1回製品認証制度運用基準作成部会

平成20年6月2日(月)

食品産業センター会議室

1．平成20年度事業の進め方について

2．その他

第1回認証制度広報戦略部会

平成20年6月25日(水)

食品産業センター会議室

1．平成20年度事業の進め方について

2．普及啓発資料の作成について

①食品循環資源由来肥料等の呼称

②識別マーク

③普及啓発資料（リーフレット等）の作成

3．その他

第 2 回製品認証制度運用基準作成部会

平成 20 年 6 月 30 日(月)

食品産業センター会議室

1．食品循環資源由来肥料の実態調査について

2．食品循環資源由来肥料認証制度要綱（案）について

3．その他

第 3 回製品認証制度運用基準作成部会

平成 20 年 7 月 22 日(火)

食品産業センター会議室

1．食品循環資源由来肥料の認証基準について

2．その他

第 4 回製品認証制度運用基準作成部会

平成 20 年 9 月 10 日(水)

食品産業センター会議室

1．アンケート調査結果に基づく肥料認証基準の確認

2．エコ農産物（仮称）ガイドライン（案）について

3．エコ農産物加工食品（仮称）ガイドライン（案）について

4．その他

第 2 回認証制度広報戦略部会

平成 20 年 9 月 19 日(金)

食品産業センター会議室

1．普及啓発資料の作成について

①食品循環資源由来肥料等の呼称

②識別マーク

③普及啓発資料（リーフレット等）の作成

2．その他

第5回製品認証制度運用基準作成部会・第1回認証団体公募基準作成部会

平成20年10月15日(水)

三会堂ビル2階S会議室

1．食品リサイクル肥料認証制度実施要綱について

2．エコ農産物ガイドラインの確認

3．エコ農産物加工食品ガイドラインの確認

4．食品リサイクル肥料認証制度実施要領（案）について

5．認証試行案について

6．その他

第2回総合検討会

平成20年10月31日(金)

食品産業センター会議室

1．平成20年度事業の進捗状況について

①製品認証制度運用基準作成部会、認証団体公募基準作成部会

②広報戦略部会

2．その他

第1回現地合同検討会

平成20年12月15日(月)

株式会社アグリガイアシステム

1．現地検討会

①堆肥化センター視察

②認証試行の状況把握

③意見交換

2．その他

第3回総合検討会（第3回総合検討会・第6回製品認証制度運用基準作成部会・第2回認証団体公募基準作成部会・第3回認証制度広報戦略部会）

平成20年12月18日(木)

虎ノ門パストラルホテル

1．平成20年度事業の進捗状況について

①認証マーク

②食品リサイクル肥料認証制度実施要綱

③食品リサイクル肥料認証制度実施要領

④農業者のためのエコ農産物生産、登録、マーク使用に関するガイドライン

⑤食品製造事業者のためのエコ農産物加工食品生産、登録、マーク使用に関するガイドライン

⑥認証試行

⑦食品リサイクル肥料認証制度Ｑ＆Ａ（案）

2．その他

暫定審査委員会

平成21年1月26日(月)

財団法人日本土壌協会会議室

1．食品リサイクル肥料仮認証審査について

2．その他

暫定審査委員会　委員名簿　（敬称略）

委員長	原田靖生	全国農業協同組合連合会肥料農薬部技術主管
委員	猪股敏郎	財団法人日本土壌協会専務理事
委員	古畑　哲	財団法人日本土壌協会参与
委員	山上正信	財団法人日本土壌協会企画部長
委員	桑田壽郎	財団法人日本土壌協会総務部長
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	渡部一夫	財団法人食品産業センター

第７回製品認証制度運用基準作成部会・第３回認証団体公募基準作成部会

平成 21 年 2 月 13 日(金)

食品産業センター会議室

1．制度の名称と識別マークについて

2．食品リサイクル肥料認証制度実施要綱について

3．食品リサイクル肥料認証制度実施要領について

4．認証試行について

5．食品リサイクル肥料使用農産物ガイドラインの確認

6．食品リサイクル肥料使用農産物加工食品ガイドラインの確認

7．食品リサイクル肥料認証制度Ｑ＆Ａについて

8．商標登録出願について

9．その他

第 4 回認証制度広報戦略部会

平成 21 年 2 月 18 日(水)

三会堂ビル 2 階Ａ会議室

1．普及啓発資料の作成について

①制度の名称と識別マークについて

②普及啓発資料（リーフレット等）の作成

2．商標出願登録について

3．今後の広報のあり方について

4．その他

第 4 回総合検討会

平成 21 年 3 月 10 日(火)

食品産業センター会議室

1.　食品資源循環形成推進事業の経過について

　①商標登録について

　②認証試行について

　③農産物のＳＥＩＣＡ登録について

　④識別マークダウンロードシステムについて

2. 平成 20 年度食品資源循環形成推進事業　認証制度構築事業　実施報告について

3. その他

目次

Ⅰ　事業の趣旨・・・13
Ⅱ　背景（食品リサイクル法及び平成１９年改正の概要）・・・・・・・・・・・・・・・・14
Ⅲ　製品認証制度（食品リサイクル製品―認証・普及制度）の構築の
検討経過内容・・・15
１．食品循環資源由来肥料（食品リサイクル肥料）の認証制度
（食品リサイクル肥料認証制度）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
(1)食品リサイクル肥料認証制度実施要綱について・・・・・・・・・・・・・・・・15
(2)食品リサイクル肥料認証制度実施要領について・・・・・・・・・・・・・・・・17
(3)認証制度における認証肥料の正式名称について・・・・・・・・・・・・・・・・18
２．食品リサイクル肥料認証制度の試験的運用について・・・・・・・・・・・・・18
３．食品リサイクル肥料使用農産物・加工食品の認証制度（食品
リサイクル肥料使用農産物・加工食品普及制度）について・・・・・・・21
(1)農業者のための食品リサイクル肥料使用農産物生産、登録、
マーク使用に関するガイドライン作成について・・・・・・・・・・・・・・・・21
(2)食品製造業者の為の食品リサイクル肥料使用農産物加工食品
生産、登録、マーク使用に関するガイドライン作成について・・・22
(3)ＳＥＩＣＡ（青果ネットカタログ）への登録に関するガイド
ライン作成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(4)識別マーク使用に関するガイドライン作成について・・・・・・・・・・22
４．　識別マークについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
Ⅳ　製品認証制度（食品リサイクル製品―認証・普及制度）の構成について・25
Ⅴ　本事業の広報活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
Ⅵ　結論・・・26
別紙１　食品リサイクル肥料認証制度実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
別紙２　食品リサイクル肥料認証制度実施要領（認証機関運営要領）・・・・・49
別紙３　農業者のための食品リサイクル肥料使用農産物生産、登録、
マーク使用に関するガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
別紙４　食品製造業者のための食品リサイクル肥料使用農産物加工食品
生産、登録、マーク使用に関するガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・・55
別紙５　識別マーク・・・59
別紙６　食品リサイクル製品―認証・普及制度Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
別紙７　リーフレット・・・69
参考資料１　エコアクション２１－食品関連事業者向けマニュアル・・・・・・・73
参考資料２　食品循環資源由来の肥料に関する実態調査結果・・・・・・・・・・・・127
参考資料３　プレスリリース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・271

Ⅰ　事業の趣旨

食品循環資源の再生利用や、食品廃棄物等の発生の抑制および減量を促進することにより、これら食品に係わる有効な利用の確保と食品に係わる廃棄物の排出の抑制を図ることなどを目的とする「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成１２年法律第１１６号　略称「食品リサイクル法」、一部改正　平成１９年６月）が制定・施行されている。

本法律の対象者である食品関連事業者（食品製造業者、食品流通業者、食品小売業者、外食業者）は、法の遵守に向け様々な取組みを行っているが、取組みにおいて格差があり、積極的な事業者と消極的な事業者の格差、食品製造業と食品小売業及び外食産業の業種間の格差も大きい。このような現状から、積極的に再生利用等の取組みを実践している事業者を適正に評価し事業者を支援する第三者認証制度構築が望まれた。

また、「食品リサイクル・ループ」の構成員である食品循環資源より肥料を製造する再生利用事業者や、その肥料を使用して野菜等を生産する農業者からも、食品リサイクルに寄与・貢献している取組みを社会に知ってもらうことにより自らの活動の活力（インセンティブ）としたいが、現状は情報発信の仕組みが無いか、不十分であることより全国レベルの情報発信の構築を切望されている。

他方、消費者は循環型社会形成、環境問題、地球温暖化等に対しての関心が高く、これらに貢献したい希望はあるが、日常生活において機会が少ない為か、具体的行動に乏しい。食は日常生活行動の最も基本であり、且つ「食品リサイクル・ループの完結」には、消費者の参画（購買）は必須である。このように毎日の日常生活において、消費者が眼にする食品を通じての対話・選択ができる情報環境を整えることが我が国の食品リサイクルの推進に繋がるが、現状では「食品循環資源から生産・製造された“製品”」について消費者は知る術がない。

このような現状分析より、「食品リサイクルを推進する民間制度」の総合的な構築を目的に検討を行った。

平成１９年度には、食品関連事業者の取組みを適正に評価する第三者認証制度を構築し、平成２０年４月より認定機関を（財）地球環境戦略研究機関持続性センター「エコアクション２１中央事務局」において運用されている（参考資料１参照：エコアクション２１－食品関連事業者向けマニュアル)。

本年度（平成２０年度）は、「食品リサイクル・ループ」に関する諸活動を食品関連事業者、再生利用事業者、農業者及び消費者の各人々が“製品（マーク)”を共通軸にして、参画できる制度「食品リサイクル製品-認証・普及制度」の構築を検討した。

Ⅱ　背景（食品リサイクル法及び平成１９年改正の概要）

廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の循環的な利用を促進することにより、環境への負荷を出来る限り低減する環境型社会の構築や、環境との調和のうえに我が国家経済を持続的に発展させることを目的とした環境型社会形成推進基本法（平成１２年法律第１１０号）が、平成１２年に制定された。

この環境型社会形成推進基本法の理念に基づき、食品廃棄物を食品循環資源として捉えて、これら食品循環資源の有効利用（再生利用等）と食品廃棄物の排出抑制を図ることなどを目的とする「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成１２年法律第１１６号。略称「食品リサイクル法」）が制定され、関係政省令を整備し平成１３年５月１日に施行された。

食品リサイクル法は、施行後５年を経過した時点で、法の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会と環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会との合同審議にて法の施行状況や課題についての調査・審議結果が平成１８年１２月にとりまとめられた。これを踏まえて、食品リサイクル法の一部を改正する法律案が、第１６６回通常国会に提出され、衆・参両議院の環境委員会において審議後、平成１９年６月６日の参議院本会議における可決・成立、６月１３日の公布を経て、１２月１日に施行された。

改正食品リサイクル法の主な改正内容

ア　食品廃棄物等多量発生事業者（年間１００トン以上）の定期報告義務（毎年度６月末まで）

ィ　事業者の再生利用等の円滑化
循環型の再生利用事業計画認定（リサイクル・ループの完結）と一般廃棄物に係わる廃棄物処理法上の特例拡大

ウ　再生利用等を実施すべき量に関する目標
食品関連事業者が、自ら再生利用等の実施率を基準実施率にして設定

エ　再生利用等の方法の追加
「炭化」、「エタノール」、「熱回収」

Ⅲ　製品認証制度（食品リサイクル製品―認証・普及制度）の構築の検討経過内容

平成１９年度の総合検討会での検討の結果、以下の基本設計で制度を構築することが承認され、今年度はこれら項目についての具体的な検討を進めた。

ア　認証対象は①食品循環資源に由来する肥料と②食品循環資源由来の肥料を用いて生産される農産物およびこの農産物を使用した加工食品等とする。

イ　認証制度の仕組みは、①食品循環資源由来肥料を第三者認証機関が審査・認証する。②食品循環資源由来の肥料を用いて生産される農産物およびこの農産物を使用した加工食品等の認証および認証マーク付与は、ＳＥＩＣＡ（青果ネットカタログ）システムを使用しての仕組みを中心に据えて構築する。

以下に、主たる論議経過の概要内容を述べる。

１．食品循環資源由来肥料（食品リサイクル肥料）の認証制度（食品リサイクル肥料認証制度）について

食品リサイクル製品認証制度の基本的考え方を再確認し、食品循環資源由来肥料（正式名称：食品リサイクル肥料；正式名称決定の論議経過については後述する。）の定義、基準、認証要件等「食品リサクル肥料認証制度実施要綱」及び食品リサイクル肥料の認証申請、認証機関の組織及び運用に必要な事項を定める「食品リサクル肥料認証制度実施要領」の作成を文献、報告書、アンケート調査等（参考資料２参照：食品循環資源由来の肥料に関する実態調査結果）を参考に検討した。

(1) 食品リサイクル肥料認証制度実施要綱作成について

＜基準の作成：食品循環資源の含有量について＞

認証対象は、食品循環資源を一定以上含有し、かつ肥料取締法に準拠する肥料であることが必要要件となるため、初めに食品循環資源の含有割合について議論した。

財団法人日本土壌協会による全国調査の報告書(平成 18 年度　都市近郊有機性資源　循環利用推進事業報告書　－生ごみたい肥の製造・施用指針－）によれば、全国 30 箇所の食品循環資源を活用しているたい肥製造施設で製造されるたい肥に含まれる食品循環資源の割合は５～９０％と広範囲であるが、食品循環資源を 10%以上含有する施設の割合は３０箇所中２８箇所であることが報告されている。一方、食品リサイクルを

推進するための制度として、できるだけ認証対象を広く求めたいが、食品循環資源の使用割合が少ない製品を対象とすることは、認証の信用の面から好ましくないとの議論がなされ、適切な食品循環資源の最低使用割合を 10%にすることが決定された。尚、食品循環資源の含有割合算出は、肥料製造時における重量割合か/又は容積割合のいずれかの測定値を使用することを可とした。

＜基準の作成：安全性担保について＞

昨年度のアンケート調査結果からも明らかであるが、本製品認証制度に期待されていることは、“安全・安心な肥料”を評価・認証することである。肥料の安全・安心について論議を重ねた結果、“肥料の安全性”の必要条件は、肥料そのものの安全性と、肥料として使用したときに植物の生育に対する安全性の 2 種類があり、前者の安全性は病原性微生物の制御で、後者の安全性は肥料の成分や品質に関わるものであり、これら両面の安全性担保のための基準を定めることにした。

まず、肥料取締法による規格が定められていないこと、本認証の主たる対象品と考えられることより、たい肥についての認証基準を検討することにした。

病原性微生物の制御の安全性について、試験場等の報告や海外での基準を参考に検討した。たい肥については製造時に連続する 60℃以上連続 7 日間以上の温度を維持して製造された場合、病原性微生物がほぼ死滅することが報告されているので、この条件（60℃以上連続 7 日間以上の温度維持）がたい肥の安全性を評価する基準として適切であると定めた。

植物の生育に対する安全性については、肥料取締法における植物に対する害に関する栽培試験の方法として供試作物は原則としてこまつなを使用すると規定されているので、こまつな発芽試験を採用することにした。試験法は、簡便性、再現性、安定性等から熱水抽出法を使用することとした。

この試験法による成績が発芽率 80%以上を認証基準として定めた。

これらに加えて、肥料取締法で規定されている異物混入が無いことも認証の基準とした。

又、たい肥以外の特殊肥料及び普通肥料は肥料取締法に準拠していることとした。

＜申請書類等について＞

全ての肥料について、原材料の受入から製造方法、流通までの書類提出を求め、必要に応じて現地調査等の適切な方法により調査・確認することとした。

＜認証手順について＞

肥料製造事業者が第三者認証機関に申請書類等を提出して認証の申請を行う。

第三者認証機関は提出された書類や肥料サンプルを調査し、また必要に応じて電話等によるヒアリングや現地審査を実施し、認証基準に適合しているかどうかを調査する。

第三者認証機関は、外部委員を含めた審査委員会を開催し、申請内容を審査する。審査委員会が基準に適合していると認めた場合、第三者認証機関は、申請肥料に食品リサイクル肥料の認証を与え、同時に認証番号を付与する。

受証者は、認証された食品リサイクル肥料に識別マーク（別紙：ＦＲマーク）と認証番号を併記して農業者等の食品リサイクル肥料利用者に販売することができる。

＜認証の有効期間＞

認証の有効期間は、認証の決定した日から３年間とする。

（別紙１参照：「食品リサイクル肥料認証制度実施要綱」）

(2) 食品リサイクル肥料認証制度実施要領について

＜審査料について＞

申請者に負担の少ない金額であること、永続的に認証制度が維持できることを勘案して決定した。

＜認証機関の選定・決定について＞

食品リサイクル肥料認証制度を運営する認証機関としては、公益性が高く、肥料の製造や品質管理に関する知識を有し、全国的なネットワークを有する組織が望ましい。こうした条件を満たし、また認証制度の普及に意欲のある組織でなければならない。公立の試験場や研究機関との接点も多く公益性が高いこと、環境保全型農業を推進しリサイクルたい肥に関する知見を豊富に有すること、全国的なネットワー

クを利用して有機資源のリサイクル、たい肥の品質向上や利用促進等に意欲的に取り組んでいること等から、財団法人日本土壌協会を認証機関として部会において選定し、総合検討会にて了承された。

（別紙２参照：「食品リサイクル肥料認証制度実施要領」）

(3) 認証制度における認証肥料の正式名称について

食品循環資源を利用した肥料の呼称について、検討委員会で論議した結果、食品をリサイクルした肥料ということを具体的にイメージできることが重要であることから、本認証制度における食品循環資源を原材料とする認証肥料を「食品リサイクル肥料」(文字商標登録申請中)と呼称することにした。また、「食品リサイクル肥料」を認証する制度を「食品リサイクル肥料認証制度」と決定した。

２．食品リサイクル肥料認証制度の試験的運用について

平成 21 年度からの本格運用に向けて、検討委員会で策定した食品リサイクル肥料認証制度実施要綱（案）及び食品リサイクル肥料認証制度実施要領（案）に基づいて試験的に認証行為を行い、改善点や要望事項を基に要綱・要領の見直し・改訂を検討するとともに、制度の実効性についても検討することとした。

試験的運用の対象事業者として、意欲的に食品リサイクルに取組んでいる事業者を候補として、平成 20 年 11 月以降本認証制度の試験的運用に参加希望する再生利用事業者に協力を依頼した。この試験的運用の目的は、本制度に必要な改善点を加え、要綱等を見直すとともに実効性を検証することにあることから、肥料の種類については特殊肥料、普通肥料をそれぞれ製造している事業者、登録再生利用事業者と登録再生利用事業者以外の事業者と多岐に渡るよう配慮し以下の 7 事業者を選定した。

【認証試行事業者】

認証試行事業者	住所	備考
アグリガイアシステム株式会社	千葉県八街市八街い77番地171	たい肥、登録再生利用事業者
株式会社フジコー	千葉県白井市折立31－1	たい肥、登録再生利用事業者
農事組合法人百姓倶楽部	茨城県下妻市大木1028番地1	たい肥、登録再生利用事業者
有限会社三功	三重県津市戸木町5012番地	たい肥、登録再生利用事業者
茂木町有機物リサイクルセンター　美土里館	栃木県芳賀郡茂木町大字九石641番地1	たい肥、町営
有限会社ドンカメ	栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田2066－3	たい肥
富士見工業株式会社	静岡県静岡市駿河区富士見台1－19－47	普通肥料

＜試験的運用結果＞

暫定審査委員会を開催し、申請書類、こまつな発芽試験結果等を検討した結果、４事業者の食品リサイクル肥料は審査基準を満たしていたので、申請された食品リサイクル肥料に仮認証を与えた。しかしながら、３事業者から申請された食品リサイクル肥料については、こまつな発芽試験において発芽率が基準値以下であること、またはたい肥製造時温度が基準を満たしていないこと、あるいは申請書類に不備があること等、それぞれ認証基準に達していなかったため、仮認証することができなかった。

＜試験的運用結果に基づく制度の実効性と修正について＞

本事業における認証試行においては、全ての対象事業者の現地審査を行った。申請書類審査及び肥料サンプルによるこまつな発芽試験の結果は、現地審査の結果とよく対応しており、このことからも申請書類及び肥料サンプルにより認証基準に適合しているかどうかを適切に判定することが可能であることが証明された。また、肥料サンプルのこまつな発芽試験を認証機関が実施することで、申請肥料の安全性を担保できるなど、認証基準の妥当性を確認することができた。こうしたことから試験的運用において、本認証制度の実効性を確認することができた。

一方、試験的運用において、戻したい肥の取扱いや、食品循環資源の割合の求め方、たい肥製造時の測温方法など、多岐に渡る肥料の製造方法に対応しきれていない部分が明らかになったため、申請書類における記載内容に例示や注記などの修正を加え、より認証制度の完成度を高めた。

これらの結果を踏まえて製品認証制度運用基準作成部会や認証団体公募基準作成部会で必要な修正を行い、食品リサイクル肥料認証制度実施要綱及び食品リサイクル肥料認証制度実施要領を成文化し、総合検討会で承認を受けた。

以下に食品リサイクル肥料認証制度の概要と申請から認証までのフローを図示する。

食品リサイクル肥料認証制度について（概要）

食品リサイクル肥料認証制度は、食品循環資源を一定以上含有し認証基準に適合する肥料を食品リサイクル肥料として認証することにより、循環型社会の形成を推進し地球環境への貢献に寄与することを目的とする制度です。

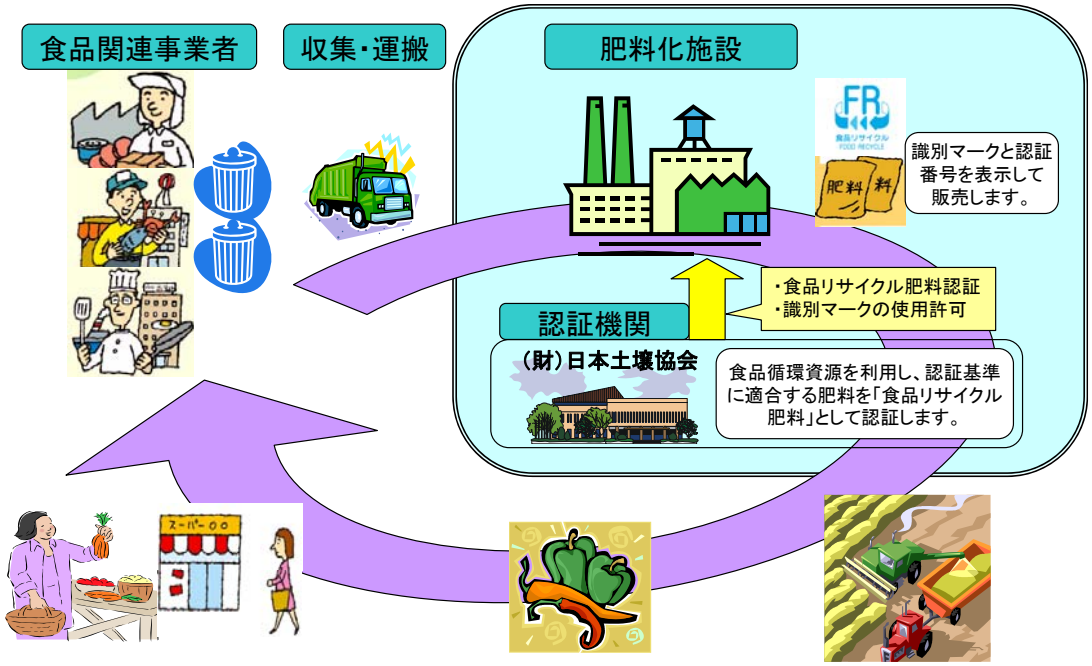

食品リサイクル肥料認証制度（申請から認証までのフロー）

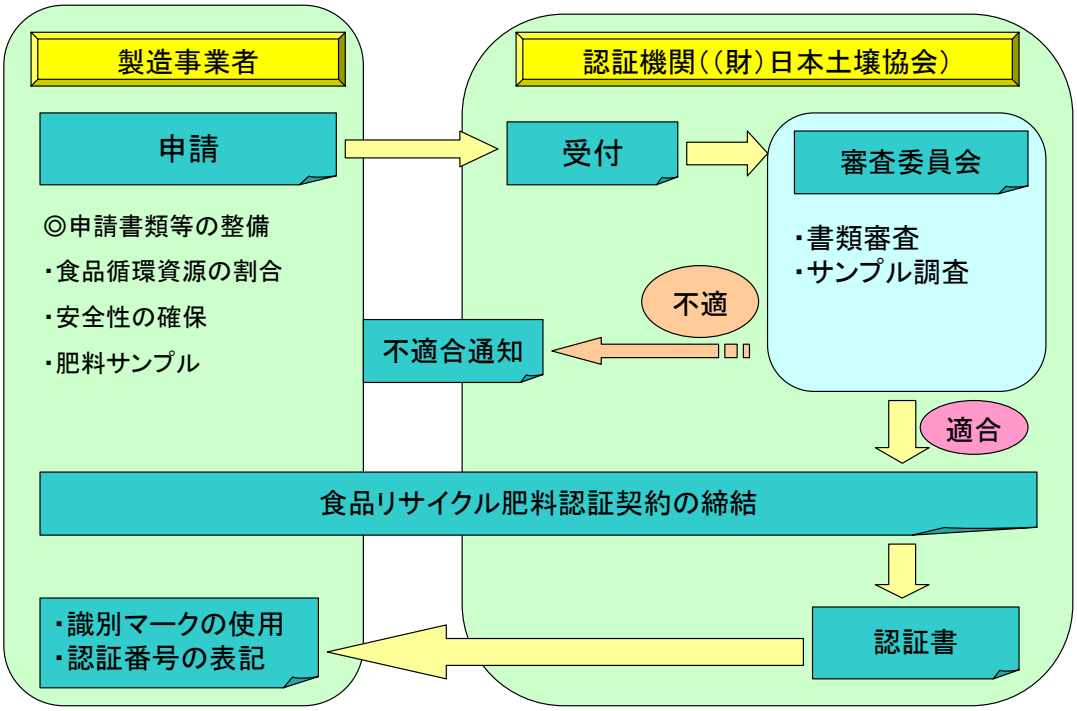

①主に食品関連事業者から排出された食品循環資源が再生利用事業者の肥料化施設で肥料として再生利用される。ここで製造された肥料について、製造事業者が認証機関（財団法人日本土壌協会）に認証申請書類一式と肥料サンプルを提出する。
②認証機関は申請された内容について調査し、審査委員会に諮る。審査委員会による審査により認証基準に適合していれば認証契約を締結して認証書を交付する。認証基準に適合していなければ理由を付して認証しない旨申請事業者に通知する。
③認証事業者は認証された肥料について、識別マークと「食品リサイクル肥料」、「(財)日本土壌協会」及び認証番号を併記して表示し販売するものとする。

３．食品リサイクル肥料使用農産物・加工食品の認証制度（食品リサイクル肥料使用農産物・加工食品普及制度）について

前述の食品リサイクル肥料を用いて生産される農産物及びこの農産物を使用した加工食品についての第三者認証機関による認証審査は、対象農産物の生産が日本全国の広範囲であること、対象農産物の種類が多岐に渡ること、これら対象農産物を使用した加工食品は多種・多様であること等より、実行性が甚だ困難と考えられた。しかしながら、本製品認証制度を食品循環資源利用肥料のみに止めることは、製品が店頭で識別できる情報を発信することにより社会が食品リサイクル・ループ活動を認識できる制度を構築するとの目的が達成されないとの認識より、次善の策として自己申告する制度として本制度を構築することを本制度の仕組みの基本骨格として本年度（平成２０年度）は具体的事項を定める論議を開始したが、議論の中で認証制度と自己申告制度の違和感が垣間見られた。この課題は、後述する課題の整理により解決された。

(1) 農業者のための食品リサイクル肥料使用農産物に関するガイドライン作成について

＜食品リサイクル肥料使用基準について＞

食品リサイクル肥料としては特殊肥料と普通肥料それぞれが想定されること、また作物毎、作型毎、地域毎に使用される肥料の種類、量が異なること等多様な使用法があり、また特にたい肥では銘柄毎に肥効が異なり残効性の問題もあるため連用による過剰投与にならな

いよう考慮する必要があること等から、一定量以上というような全国一律基準では定めることができない。そのため、現在既に農産物生産における基準として設定されている各都道府県が定める作物別肥料施用基準（都道府県施肥基準等）の窒素成分量の１０％相当以上、または特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき地方公共団体が定めた慣行レベルの窒素成分量の１０％相当以上を食品リサイクル肥料の窒素成分で供給することを基準として定めることとした。この方法によれば、作物の種類や作型、生産する地域による使用肥料の差に配慮でき、普遍性が保たれることになる。

(2) 食品製造者のための食品リサイクル肥料使用農産物加工食品に関するガイドライン作成について

＜食品リサイクル肥料使用農産物の使用量基準について＞

本認証制度の制度発足時から多量の対象農産物が生産されるとは想定されず、また農産物の生産量には季節変動があること等から供給量が豊富にあるとは考えられないことから、対象となる加工食品における食品リサイクル肥料使用農産物の含有割合を低く設定すべきだとの議論があった。またＪＡＳ法の加工食品表示基準においては、含有割合が５％以上の原材料については表示義務があること等から、食品リサイクル肥料使用農産物の含有割合が５％以上を基準として定めることとした。

(3) SEICA（青果ネットカタログ）への登録に関するガイドライン作成について

本制度の対象商品は、SEICA へ登録するものとし、生産物情報、生産者情報、出荷情報及び食品リサイクル肥料使用農産物を使用したことを必須入力項目とする。

(4) 識別マーク使用に関するガイドライン作成について

不正使用を防ぐために、パスワードと照合システムによるゲイトウエイ方式を採用した。食品リサイクル肥料の認証機関である（財）日本土壌協会のホームページにアクセスして、認証番号照合システムに食品リサイクル肥料の認証番号をパスワードとしてログインする。パスワードがデータベース上の管理番号と一致すると識別マークラベル印刷ソフトがダウンロードできる。

（別紙３参照：「農業者のための食品リサイクル肥料使用農産物生産、登録、マーク使用に関するガイドライン」）

（別紙４参照：「食品製造事業者のための食品リサイクル肥料使用農産物加工食品生産、登録、マーク使用に関するガイドライン」）

４．識別マークについて

消費者が、食品循環資源を活用した肥料・農産物・加工食品と他の製品とを識別できる情報提供のために、本制度では対象製品にマークを付与することとした。

委員会で検討を重ねた結果、Food Recycle（食品リサイクル）の頭文字をモチーフにしたマークを選定し、識別マークとして決定した（別紙：ＦＲマーク（商標登録申請中））。本認証制度における食品リサイクル製品としては、第三者認証機関が認証する食品リサイクル肥料と自主申告の食品リサイクル肥料使用農産物・加工食品があり、マーク使用に際しては認証製品と自主申告による製品とを区別して使用することが必要であるとの認識から、選定したＦＲマークを識別マークとして共通使用し、食品リサイクル肥料には識別マークに「食品リサイクル肥料」、「(財)日本土壌協会」及び「認証番号：○○○○」を併記するものとし、食品リサイクル肥料使用農産物・加工食品には識別マークに「認証食品リサイクル肥料使用」「SEICA(http://seica.info)」「カタログ番号：○○○○」を併記することとした。

（別紙５参照：識別マーク）

以下に識別マーク付与のフローを図示する。

識別マーク付与とSEICAカタログ番号（農産物）

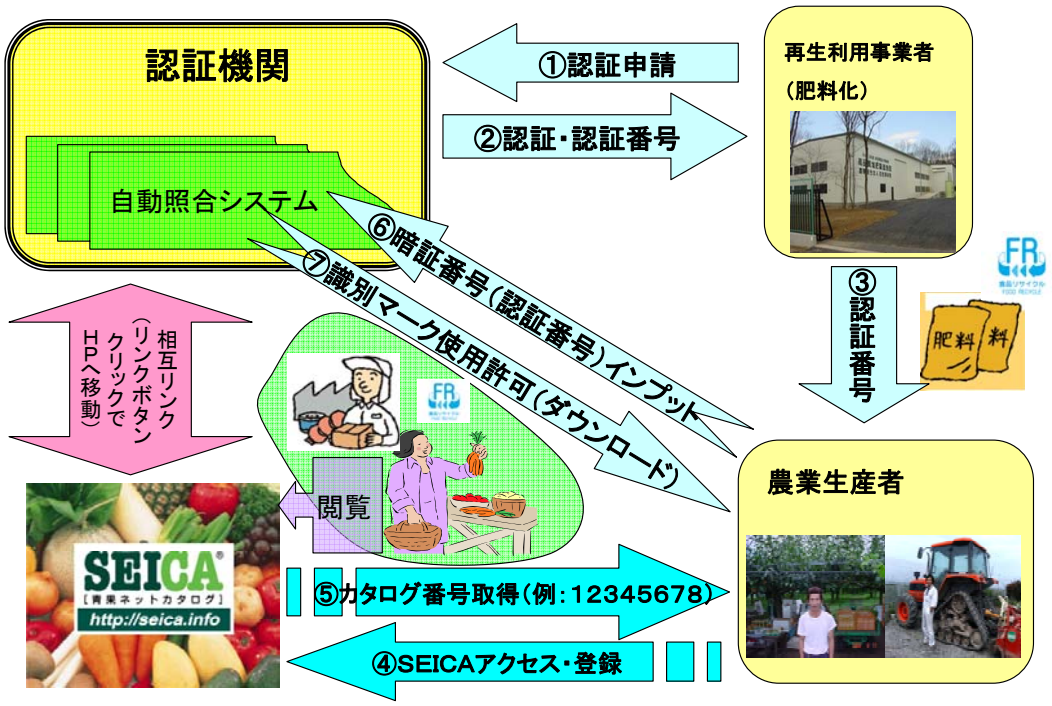

識別マーク付与とSEICAカタログ番号（加工食品）

①食品リサイクル肥料使用農産物として識別マークを貼付して販売するには、ガイドラインに沿って生産された農産物を SEICA に登録しSEICAのカタログ番号を取得する。

②認証機関である（財）日本土壌協会のホームページの識別マークダウンロードシステムに食品リサイクル肥料の認証番号をパスワードとしてログインし、識別マーク印刷ソフトをダウンロードする。そして識別マークとカタログ番号を印刷し、農産物に貼付して販売する。

Ⅳ　製品認証制度（食品リサイクル製品―認証・普及制度）の構成について

前述した本制度の構築に当たっての論議中で顕在化した製品認証制度と自己申告制度の違和感は、当初の本制度を呼称した「製品認証制度」の“認証”の用語に起因するのであり、“認証”の用語を食品リサイクル肥料使用農産物・加工食品に適用することに無理があり、食品リサイクル肥料使用農産物・加工食品に対しての制度を“普及”制度として位置付けて整理すべきではないかとの論議がなされ、これら当初の「製品認証制度」の呼称は、「食品リサイクル製品―認証・普及制度」とし、本制度は①「食品リサイクル肥料認証制度」と②「食品リサイクル肥料使用農産物・加工食品普及制度」の２制度より構成される制度と整理するとの結論に達した。

尚、本制度のより良い理解のために、質疑応答集を作成した。

（別紙６参照：「食品リサイクル製品―認証・普及制度Ｑ＆Ａ」）

Ⅴ　本制度の広報活動について

本認証制度は食品リサイクルを推進するための制度であり、今年度既に実施されているエコアクション２１－食品関連事業者認証・登録制度（食品リサイクルシステム認証制度）とともに、この製品認証制度を広く普及させるための広報戦略のあり方等について検討した。

エコアクション２１の場合の広報活動対象者は食品関連事業者であるが、今回検討した制度の広報活動は、食品関連事業者、肥料製造事業者（再生利用事業者）、農業者さらには、農産物や加工食品を購入する消費者も含めて対象者として制度及び内容の周知を行うことが必要であることから、広報活動の効果的なツールとして読みやすくてわかりやすい「リーフレット（別紙７）」を作成し、（財）食品産業センターホームページに掲載することとし、またＰＤＦ形式で掲載することにより容易に印刷活用できるようにした。

さらに、本認証制度の検討経過を段階的にマスメディアに公開したり、農政

クラブや農林記者会などにプレスリリースを行うなど、新聞、雑誌等による情報公開や、食品リサイクル法の解説セミナーや環境関連セミナーでの広報を行った。

また今後本認証制度を広く普及するために、関係する機関のホームページでの制度の紹介や相互リンクを張ること、マスメディアへの広報やセミナーでの周知活動を行うこと、登録再生利用事業者のネットワークを活用しての普及活動を行うこと等必要な対策も検討した。

（参考資料３参照：「プレスリリース」）

Ⅵ　結論

平成１８年度より検討論議されてきた食品資源循環形成推進事業の認証制度構築事業は、①積極的に再生利用等の取組みを実践している事業者を適正に評価し事業者を支援する第三者認証制度を構築すること、②「食品リサイクル・ループ」の構成員である食品関連事業者、再生利用事業者、農業者が積極的に取組む意欲を支援すること、③「食品リサイクル・ループの完結」に必須な消費者の参画（購買）を応援できる「食品循環資源から生産・製造された“製品”」についての情報を提供できること、これらを満たす仕組みを検討し「食品リサイクルを推進する民間制度を構築する」ことを目的に検討されてきた。

①の食品リサイクルに積極的な活動を行っている食品関連事業者を認証する制度（通称名：システム認証制度）は本年度（平成２０年４月）からエコアクション２１－食品関連事業者認証・登録制度として（財）地球環境戦略研究機関持続性センター　エコアクション２１中央事務局を審査・登録機関として運用されており、認証・登録された事業者に「食品リサイクル優良事業者のロゴマーク」が付与されている。

本年度（平成２０年度）検討した②及び③の為のいわゆる製品認証制度（正式名称：食品リサイクル製品―認証・普及制度、通称名：製品認証・普及制度）は、①「食品リサイクル肥料認証制度」と②「食品リサイクル肥料使用農産物・加工食品普及制度」の２制度より構成し、それぞれの基準、運営、識別マーク、情報公開等について、要綱、要領、ガイドライン等を作成した。又、試験的運用も行い適正に評価・運営できることも確認した。平成２１年度より（財）日本土壌協会において本格的に運用することとした。
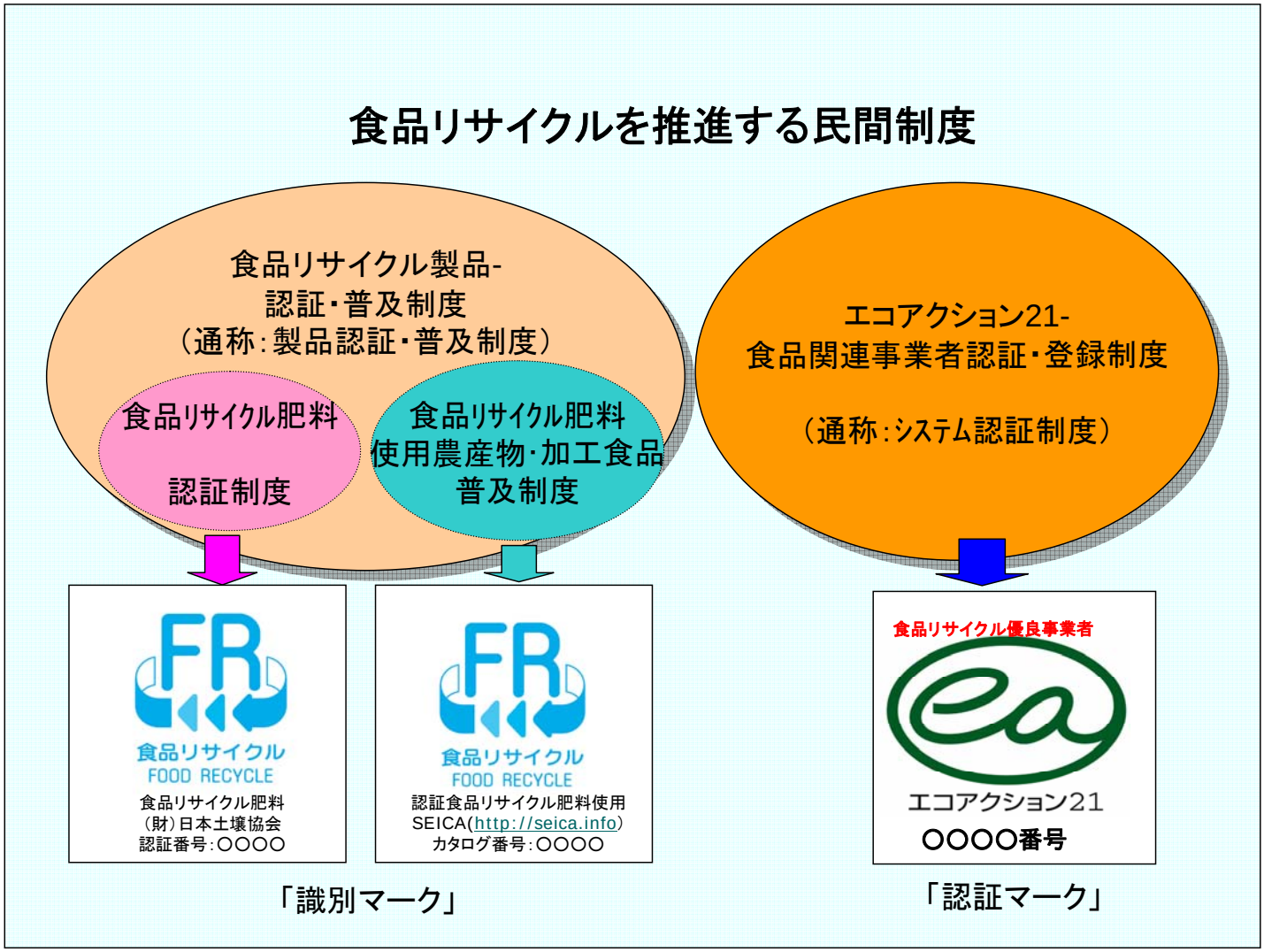
以上、エコアクション２１－食品関連事業者認証・登録制度（通称　システム認証制度と称する。）と食品リサイクル製品―認証・普及制度（通称　製品認証・普及制度と称する。）の２制度より構成される「食品リサイクルを推進する民間制度」（下図参照）の構築が完成した。これらの制度は、「食品リサイクル・ループ」に関係する人々の食品リサイクルへの取組推進のインセンティブになることが期待される。